

亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月3日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第4号

亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成25年亀山市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号）及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）</u>において使用する用語の例による。</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号）及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）</u>において使用する用語の例による。</p>

<p>第12条 [略]</p> <p>(災害等の場合の適用除外)</p> <p>第13条 <u>災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この規則の規定によらないことができる。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第14条 [略]</p>	<p>第12条 [略]</p> <p>[条を加える。]</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

別表第2の1の項区分の欄中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を加え、同項(1)中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加え、同項(2)ウ中「又は」を「若しくは」に改め、「という。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項(2)ウを同項(2)オとし、同項(2)イの次に次のように加える。

ウ 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とすること。

エ 歩行者専用道路の有効幅員は、条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とすること。

別表第2の2の項区分の欄中「立体横断施設」の次に「の構造」を加え、同項(2)イ中「装置」を「設備」に改め、同項(2)オ中「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同項(2)ク、ケ及びス中「装置」を「設備」に改め、同表3の項区分の欄中「乗合自動車停留所」の次に「の構造」を加え、同表5の項(6)中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、「の路面」の次に「又は床面」を加え、同項(6)を同項(12)とし、同項(5)中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同項(5)を同項(11)とし、同項(4)中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項(4)を同項(8)とし、同項(8)の次に次のように加える。

(9) 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

(10) (9)の施設に優先席(主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。)を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けること。

別表第2の5の項(3)中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「自動車駐車場」の次に「及び旅客特定車両停留施設」を加え、同項(3)イを同項(3)エとし、同項(3)アを同項(3)ウとし、同項(3)ウの前に次のように加える。

ア 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と2の(2)サの基準に適合する乗降口に設ける操作盤、(6)の規定により設けられる設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び5の(19)の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

イ 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

別表第2の5の項(3)を同項(7)とし、同項(2)の次に次のように加える。

(3) 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備((5)において「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は(5)に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けること。

(4) (3)の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合すること。

(5) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(5の(3)前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、5の(3)前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

(6) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

別表第2の5の項を同表6の項とし、同表4の項区分の欄中「自動車駐車場」の次に「の構造」を加え、同項の次に次のように加える。

5 旅客特定車両停留施設の構造	<p>(1) 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、5.0メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>（ア）有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>（イ）自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) (1)の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」と</p>
-----------------	--

いう。)において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

(3) 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（(6)の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（(9)の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

(4) 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とすること。

ア 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

イ 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

(ア) 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

(イ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(5) 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

(ア) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(イ) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(6) 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とすること。

ア 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

イ 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

ウ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、(6)アただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

(7) 2の(2)オからスまでの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

(8) 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めること。

(9) 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- ア 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。
- イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができる。
- ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。
- (10) 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (11) 2の(3)ウからオまで、キ、ク及びコの規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。
- (12) 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とすること。ただし、ウ及びエについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。
- ア 上り専用のもつと下り専用のもつをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
- イ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。
- ウ 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- エ 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。
- (13) 2の(4)イ、ウ及びオの規定は、移動等円滑化された通

路に設けるエスカレーターについて準用する。

(14) 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。

(15) 2の(6)イからキまで、ケ及びコの規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(16) 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とすること。

ア 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

イ 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

ウ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

エ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

オ 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(17) 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(18) 4の(10)の規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設

ける場合について準用する。この場合において、4の(10)のオ(ア)中「(5)のアからウまでに規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と読み替えるものとする。

(19) 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、

(1) アからウまでに掲げる基準に適合するものであること。

イ 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

a 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(ウ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

ウ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(20) (19)の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

(21) 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。

(22) 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上

	<p>は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。 ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に新設又は改築の工事中の旅客特定車両停留施設については、なお従前の例による。